

○令和元年度保育所指導監査文書指摘内容

番号	文書指摘の内容	根拠法令	指摘施設数
1	保育士として採用する場合は、保育士証を確認すること。	児童福祉法第18条の18	2
2	消火訓練を毎月実施すること。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条第2項	2
3	全施設職員に対して、人権擁護に関する研修を実施すること。	和歌山県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条	2

○令和元年度幼保連携型認定こども園指導監査文書指摘内容

番号	文書指摘の内容	根拠法令	指摘施設数
1	法令遵守責任者を選任し、市町村長等に届け出ること。	子ども・子育て支援法第55条 子ども・子育て支援法施行規則第45条、第46条	3
2	運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の重要事項を施設の見やすい場所に掲示すること。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第23条	2
3	職員が職務上知り得た児童保護者等の秘密について、在職中及び退職後も秘密を漏らすことがないよう、秘密保持等を課する規定を定めるなど必要な措置を講ずること。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第27条2	1
4	幼保連携型認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表すること。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第23条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第23条第1項	2
5	園則の変更を届け出ること。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条2項	1
6	幼保連携型認定こども園指導要録の写しを進学先の小学校に送付し、原本を園で保管すること。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第30条	1
7	専門業者による遊具の設備点検結果において、「C」判定(使用禁止・修繕の必要あり)の遊具については、使用を禁止し修繕すること。	幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章2	1
8	毎学年定期的に学校環境衛生基準に基づいた環境衛生検査を実施すること	学校保健安全法第6条	2
9	人権擁護推進員、災害対策推進員及び安全管理対策推進員を事務分担表等に明記すること。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例第3条	4
10	全施設職員に対して、人権擁護に関する研修を実施すること。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例第3条	6